

# 指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準（案）の概要について

平成26年9月  
福祉部 介護保険課

## 1 趣旨

川越市では、「地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律（平成25年法律第44号）（以下、「第3次一括法」）」による介護保険法（平成9年法律第123号）の一部改正に伴い、「指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準」の制定について検討を進めています。

この基準（案）は、「（仮称）川越市指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例」として制定することを検討しています。

これまでの市の検討状況をまとめた基準（案）の概要について、皆さまからの御意見を募集します。

## 2 内容

○本市では、基本的に、現行の厚生労働省令（以下「国基準」という。）準じた規定とすることを前提に、第3次一括法における条例委任の類型の「参酌すべき基準」のうち、懸案事項や問題点があると思われる規定について、市独自基準の制定が必要であるかどうかを検討し、基準（案）の概要を作成しました。

○なお、基準（案）には、国基準と異なる項目はありません。

### 【一括法における条例委任の類型】

類型	類型の説明
1 従うべき基準	条例の内容を直接的に拘束する、 <u>国基準に必ず適合しなければならない基準</u> 。当該基準に従う範囲内で地域の実情に応じた内容を定める条例は許容されるものの、異なる内容を定めることは許されない。
2 標準	法令の「標準」を通常よるべき基準としつつ、合理的な理由がある範囲内で地域の実情に応じた「標準」と異なる内容を定めることが許容されるもの。（今回の基準（案）には「標準」はありません。）
3 参酌すべき基準	地方自治体が十分参酌した結果としてであれば、地域の実情に応じて、異なる内容を定めることが許容されるもの。

## 3 施行期日

平成27年4月1日